

立憲民主党 東日本大震災復興本部

本部長 玄葉 光一郎 様

大熊町の復興に関する要望書

令和2年12月14日

福島県大熊町長 吉田 淳

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、9年9か月が経過しました。

当町では、昨年4月10日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域について避難指示が解除されました。また、平成29年11月の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により、帰還困難区域の一部においても、避難指示解除に向けて国による除染が進められております。

3月5日には帰還困難区域の一部における避難指示区域の先行解除及び立入規制の緩和がされ、3月14日にはJR常磐線全線の運転が再開されました。

当町は、復興に向けて大きな一歩を踏み出した一方、人口の約96%が居住していた帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みは、今もって大きな課題となっております。

原発事故によって深刻な被害を受け、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の決断で受け入れた当町の復興が決して置き去りにされることのないよう、次の点について、強く要望致します。

1. 帰還困難区域全域の除染、家屋等の解体及び避難指示解除による帰還の促進について

当町の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、町内でも優良な農地や産業が存在していた等、町にとって欠かすことのできない地域である。これらの地域の除染、家屋等の解体、避難指示解除の見通しが国から示されていないため、町全体の復興の道筋が定まらないだけでなく、避難指示解除が見込まれる特定復興再生拠点区域における町民の帰還促進の妨げとなっている。

具体的には、帰還町民の累積的な被ばく線量の増加、災害等による放射性物質の流出等が懸念されるほか、管理不全家屋による火災の発生・延焼や治安悪化、イノシシ等の野生動物の問題等の多くのリスクは既に顕在化しつつある。部分的ではなく町土全域の面的な除染なくして、町民が安心して帰還することはできない。

東日本大震災後の原子力災害による全町避難で町に戻ることができないまま避難先で亡くなられた町民は約千名を数え、人口の約1割に達している。町土全域の除染の完了は、福島県全体の復興との狭間の中で苦渋の決断により中間貯蔵施設の建設を受け入れ、長期避難を余儀なくされた町民の思いである。

これらを踏まえ、特定復興再生拠点区域外についても、復興庁が中心となって関係機関との調整を図り、時間軸を示しつつ、除染・解体するための方策を講じ、早期に町民の悲願である帰還困難区域全域の避難指示を解除すること。

2. 国際教育研究拠点の整備について

国が福島県浜通り地域への立地を検討している国際教育研究拠点について、国の有識者会議の最終報告書では、避難指示が出ていた地域への立地を基本として決定すべきとされている。

浜通り地域である双葉郡には、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関連した研究、実証施設が立地するとともに、一部区域の避難指示解除、特定復興再生拠点区域の除染、生活インフラの復旧、常磐自動車道のICの新設等による交通アクセスの改善など、復旧・復興が進んでいる。

帰還住民の少ない双葉郡が発展するためには、特に若い世代の転入による定住人口の増加や交流人口の拡大を図ることが必要であり、国際教育研究拠点は、そのきっかけになり得る。については、国際教育研究拠点を双葉郡内に整備すること。

3. 「復興・創生期間」後の復興財源の確保等について

令和3年度から令和7年度までの復興・創生期間(第二期)における復興財源は、福島県で1.1兆円とされているが、これまでの10年間と比べると格段に規模が小さくなっている。

第一期復興・創生期間の後半に避難指示が一部区域で解除され、ようやく復興が始まった当町の状況を十分に踏まえ、令和3年度以降も、国が復興の前面に立ち、将来にわたって切れ目のない必要な財源を確保するとともに、人的支援を継続するなど、復興事業を加速させること。

(本件事務取扱) 大熊町役場企画調整課長 永井 誠

電話:0240-23-7584

住所:福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717